

さいたま市水道局告示第 29 号

令和 8 年度の配給水管等修繕に伴う舗装復旧業務について、下記のとおり公募型指名競争入札を行うので公告する。

令和 8 年 2 月 9 日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 入札対象案件

- (1) 件名 配給水管等修繕に伴う舗装復旧業務【単価契約】（その 1）
- (2) 業務場所 さいたま市給水区域内（さいたま市水道局指定場所）
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務概要 配給水管等修繕後の舗装復旧

2 入札の場所及び日時

- (1) 入札場所 さいたま市浦和区常盤 6－14－16
さいたま市水道局 水道庁舎第一会議室
- (2) 入札日時 令和 8 年 3 月 3 日（火） 午前 10 時 30 分

3 入札に参加できる者の形態

単体企業

4 参加申込資格の要件

本件に参加できる者は、次の(1)に掲げる要件のすべてを満たす者で、かつ(2)又は(3)のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 絶対的要件

ア 本公告日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）の業種、「舗装工事業」で登載されている者であること。

イ さいたま市内に本店を有していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者であること。

エ この入札の告示日から入札日までの間に、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成 13 年 5 月 1 日設定）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）に基づく入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。

オ 入札参加申込の日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、入札参加申込の日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

- (2) 過去にさいたま市水道局が発注した本業務を契約し、完了させた実績があること。
- (3) 次の要件を満たしていること。

ア 本公告日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）の業種「舗装工事業」に、等級区分が「A級」で登載され、かつ、地方公共団体が発注する同種舗装復旧を契約し、完了させた実績があること。

イ 当該舗装復旧は、小穴復旧が主な作業内容であり、対応可能な者であること。

5 入札参加申込等

入札に参加を希望する者は、下記の書類を持参して参加の申請をしなければならない。

- (1) 公募型指名競争入札参加申込書
- (2) 公募型指名競争入札参加資格等確認資料
- (3) 確約書

※ 提出する書類は、添付書類以外すべて配付した様式を使用することとし、打ち直した様式での申請は、受け付けない。

(4) 添付書類

ア 4(1)ア及びイについては、参加申込資格のあることを証する書面

イ 4(1)ウ及びエ並びに4(3)イについては、確約書

ウ 4(1)オについては、確約書及び経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（有効かつ最新のもの）

エ 4(2)については、当該事実を証明する契約書の写し及び検査結果通知書の写し

オ 4(3)アについては、当該事実を証明する契約書の写し及び検査結果通知書の写し

カ 建設業許可通知書の写し（申請日現在有効なもの）

(5) 参加申込書等の提出方法

ア 提出先 さいたま市浦和区常盤6-14-16

さいたま市水道局業務部管財課（水道庁舎2階）

イ 受付期間 令和8年2月9日（月）から令和8年2月16日（月）まで

ウ 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

エ 提出部数 1部

(6) 参加申込書等の受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、参加申込書等を受理しない。

6 入札参加者の指名

(1) さいたま市水道局契約審査委員会において、入札参加希望者の資格審査及び指名業者の選定を行い、入札参加者として認められた者については、指名の通知を行うものとする。また、入札参加者として認められなかった者については、公募型指名競争入札資格審査結果通知書によりその旨を通知するものとする。

(2) 上記の通知は、令和8年2月24日（火）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に、さいたま市水道局業務部管財課において行うものとする。

7 設計図面及び仕様書（モデル修繕）

設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、閲覧又は貸出を希望する者は、設計図書等貸出申請書によりさいたま市水道局業務部管財課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所 さいたま市浦和区常盤6-14-16

さいたま市水道局業務部管財課

- (2) 閲覧又は貸出期間 令和8年2月9日（月）から令和8年2月16日（月）まで
- (3) 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

8 現場説明会

開催しない。

9 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり質疑応答書を持参により提出すること。

- (1) 提出先 5(5)アに同じ
- (2) 受付期間 令和8年2月9日（月）から令和8年2月16日（月）まで
- (3) 受付時間 5(5)ウに同じ
- (4) 質問に対する回答

ア 閲覧場所 5(5)アに同じ

イ 閲覧日 令和8年2月24日（火）

ウ 閲覧時間 5(5)ウに同じ

10 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の指名通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格のない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書に記載する金額

さいたま市水道局が用意したモデル設計図書により積算した額（税抜き）を記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札書を提出すること。

イ 代理人をして入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

指名通知受理後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年4月1日設定）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 指名通知書に示す入札の時刻に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者は、くじを辞退することができない。

1 1 落札者の決定に係る最低制限価格の設定

設定する。

1 2 入札保証金

さいたま市水道局契約事務規程（平成 13 年さいたま市水道部企業管理規程第 34 号。以下「契約事務規程」という。）第 32 条第 1 項で準用する第 22 条の規定により免除する。

1 3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札参加資格のない者のした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (7) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (8) 2 通以上の入札書を提出した者がした入札又は 2 以上の者の代理をした者がした入札
- (9) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 虚偽の公募型指名競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (12) その他公告事項に反した者がした入札

1 4 落札者の決定

契約事務規程第 24 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1 5 契約形態

- (1) 単価契約
- (2) 単価の決定方法

さいたま市水道局が設計した単価に落札率を乗じて得た額を契約単価とする。

1 6 契約保証金

契約事務規程第 6 条第 8 号の規定により免除する。

1 7 その他

- (1) この公告の写し等は、次のとおり配布する。

ア 配布書類等 この公告の写し及び参加申込書等の提出書類の用紙

イ 配布場所 さいたま市浦和区常盤 6-14-16

さいたま市水道局業務部管財課（水道庁舎 2 階）

ウ 配布期間 令和 8 年 2 月 9 日（月）から令和 8 年 2 月 16 日（月）まで

エ 配布時間 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

- (2) 提出された参加申込書等は、返却しない。
- (3) 当該契約と同種又は類似の契約を当該入札に参加した者と随意契約を締結する予定の有無
- (4) 令和 8 年度さいたま市水道事業会計予算の議決を条件として、本件契約が成立する。

18 問い合わせ先

(1) 入札及び契約に関すること

さいたま市浦和区常盤 6-14-16

さいたま市水道局業務部管財課

電話 048-714-3080

(2) 配給水管等修繕に伴う舗装復旧業務に関すること

さいたま市北区盆栽町 200-1

さいたま市水道局給水部工務課

電話 048-782-6847